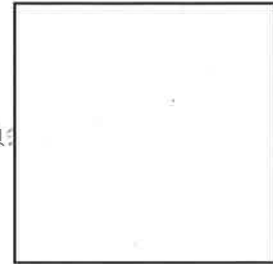


原規規発第 2011047 号
令和 2 年 11 月 11 日

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員



川内原子力発電所第 2 号機の一部使用承認について

令和 2 年 10 月 16 日付け原発本第 214 号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。)附則第 7 条第 1 項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 43 条の 3 の 1 第 1 項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 53 年通商産業省令第 77 号)第 17 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書(令和 2 年 10 月 16 日付け原発本第 214 号)の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自: 令和 2 年 11 月 11 日

至: 平成 30 年 8 月 31 日付け原規規発第 1808313 号及び平成 31 年 4 月 12 日付け原規規発第 1904121 号をもって認可した改正法による改正前の原子炉等規制法の使用前検査の合格日

3. 使用の方法

川内原子力発電所第1号機の特定重大事故等対処施設を運用するために、2号機設備のうち1号機と共用している特定重大事故等対処施設が必要であるため、一部工事が完了した2号機設備のうち1号機と共用している設備を平成30年8月31日原規規発第1808313号及び平成31年4月12日原規規発第1904121号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法第43条の3の1第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。